

J A 共済 千葉県小・中学校交通安全ポスターコンクール作品募集について

(1) 内容

- ア 児童・生徒に交通ルールを守らせようとするもの
- イ 自動車・バイク・自転車などを運転する人に交通事故の防止を呼びかけるもの。

(2) 提出期限

令和6年9月2日(月)

(3) 提出先

加良部小学校

(4) 作品基準

大きさ…四つ切サイズ(約54cm×約39cm)、多少の誤差であれば可。縦・横自由。
画材…描画画材は自由(クレヨン、パステル、水彩絵の具、その他)

(5) 作品票

- ア 配付された作品票に学年、性別、名前を記載し、**作品の表面の左下に貼ってください。**
- イ 作品の裏面へ学年・名前を記入してください。

(6) その他

- ア 応募作品は返却されません。
- イ 入賞作品の著作権および作品の二次使用等にかかる一切の権限は、全国共済農業協同組合連合会千葉県本部に帰属するものとします。

【注意事項】

- (1) 応募作品は、本人の作品であり、かつ他のコンクール等に応募していないもので、模作（既存の作品やインターネット上の画像のまねをして作ったもの）でないものに限りします。
※模作であることが判明した場合、受賞を取り消すこともあります。
- (2) 応募作品は交通法規や規則に反しないものとします。

例

①車は左側、歩行者は右側通行とするなど、交通ルールに合ったものとする。

②信号機の色は、運転者から見て、左から **青・黄・赤** と正しく配列し、歩行者・自転車専用については、**赤・青** と正しく配列する。

③単に手をあげているだけでは、交通安全上問題があるので、まず「右左をみて」など安全確認を優先させる。

④車の運転者および同乗者は、シートベルトを正しく着用している。

⑤6才未満の乳・幼児についてはチャイルドシートを正しく使用している。

※シートベルト、チャイルドシート、ミラー、自転車のブレーキ、ライト、反射材、ヘルメットのひもは記入もれが多いのでご注意ください。

- (3) 応募作品は、固有の名称が記入されていないものとします（名称が特定できるマークを含みます）。

例) 車 両 → メーカー名（メーカーが特定されるマークを含む）、車名、ナンバープレートの番号等。

その他 → 人物の衣服・持ち物のメーカー名、商標等。
風景の中の商店・ビルの名前の看板等。

- (4) 応募作品の標語および言葉の使用については、特に制約を設けません。
また、標語を使用する場合には、既製・創作のもの等を問いません。
ただし固有の名称（商品名等）は使用しないでください。

（注1）例年、交通法規に反しているものや標識の書き間違い、固有の商品名・商標等を使用しているため審査の対象外になるケースが多く見られます。前記【注意事項】に充分ご注意ください。

（注2）農耕作業用自動車を描く場合は、公道での交通事故の防止を呼びかけるものが対象となります。